

市区町村別集計項目(推進体制等)

高知県	
市区町村数	34

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						5	10	4			24					
39	201	高知市	人権同和・男女共同参画課	1	1	1	1	男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	2005年4月1日	2005年4月1日		高知市男女共同参画推進プラン2021	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
39	202	室戸市	人権啓発課	1	2	0	1				0	室戸市男女共同参画プラン2022 (第2次あき男女共同参画プラン)	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
39	203	安芸市	企画調整課	1	2	0	1				0		2015年4月 ~ 2025年3月	0	0	
39	204	南国市	南国市総務課	1	2	0	1	南国市男女共同参画推進条例	2011年6月27日	2011年7月1日		第2次南国市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
39	205	土佐市	生涯学習課	2	2	0	0				0	第2次土佐市人・ひと共同参画プラン	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
39	206	須崎市	人権交流センター	1	2	0	0				0	(須崎市人権施策総合計画)	2020年9月 ~	1	0	
39	208	宿毛市	人権推進課	1	2	0	0				0	すくも男女共同参画プラン	2004年3月 ~	0	1	
39	209	土佐清水市	じんけん課	1	2	0	0				0	とさしみず男女共同参画推進プラン	2012年3月 ~	0	1	
39	210	四万十市	生涯学習課	2	2	0	1				0	第2次四万十市男女共同参画計画(しまんと男女共同参画プラン)	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
39	211	香南市	人権課	1	2	1	1				0	第2次香南市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
39	212	香美市	香美市立ふれあい交流センター・福祉事務所(DV)	1	2	0	1				0	香美市男女共同参画計画女性活躍推進計画 思いやりプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
39	301	東洋町	東洋町住民課	1	2	0	0				0	(東洋町総合計画)	2008年4月 ~	0	0	
39	302	奈半利町	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第6次奈半利町総合計画)	2021年4月 ~ 2031年3月	1	0	
39	303	田野町	保健福祉課	1	2	0	0				0					0
39	304	安田町	町民生活課	1	2	0	0				0	第2期安田町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
39	305	北川村	住民課	1	2	0	0				0					0
39	306	馬路村	健康福祉課	1	2	0	0				0					0
39	307	芸西村	企画振興課	1	2	0	0				0	芸西村男女共同参画ときめきプラン	2006年2月 ~	0	1	
39	341	本山町	住民生活課	1	2	0	0				0	本山男女(ともに)かがやく21世紀プラン	2005年3月 ~ 2023年3月	0	1	
39	344	大豊町	地域福祉課	1	2	0	0				0					0
39	363	土佐町	教育委員会	2	2	0	0				0					0
39	364	大川村	総務課	1	2	0	0				0					0
39	386	いの町	総合政策課	1	2	1	1	いの町男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次いの町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
39	387	仁淀川町	企画課	1	2	0	0				0	仁淀川町男女共同参画プラン(推進計	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
39	401	中土佐町	中土佐町人権啓発センター	2	2	0	0	中土佐町男女共同参画推進条例	2006年7月3日	2006年8月13日		中土佐町男女共同参画基本計画(※冊子名は「中土佐町男女共同参画プラン」)	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
39	402	佐川町	総務課	1	2	0	1				0	第2次佐川町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
39	403	越知町	総務課	1	2	0	0				0					0
39	405	檜原町	保健福祉課	1	2	0	0				0					0
39	410	日高村	教育委員会	2	2	1	0				0	第2次日高村男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
39	411	津野町	町民課	1	2	0	0				0					0
39	412	四万十町	四万十町役場 町民課	1	2	1	1				0	第2次四万十町男女共同参画計画	2019年3月 ~ 2024年3月	1	1	
39	424	大月町	町民福祉課	1	2	0	0				0					0
39	427	三原村	総務課	1	2	0	0				0	(三原村人権教育・人権啓発基本方針)	2022年4月1日 ~ 2023年4月1日	0	0	
39	428	黒潮町	地域住民課	1	2	0	0				0	第2次黒潮町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	直営
			2							1	1	1	1	0	1	1	0
39	201	高知市	こうち男女共同参画センター	ソーレ	780-0935	高知県高知市旭町3丁目115番地	088-873-9100	088-873-9292	https://www.sole-kochi.or.jp		○		○			○	
39	202	室戸市															
39	203	安芸市	安芸市女性の家		784-0001	高知県安芸市矢ノ丸3丁目12番27号	0887-34-3514			○		○			○		
39	204	南国市															
39	205	土佐市															
39	206	須崎市															
39	208	宿毛市															
39	209	土佐清水市															
39	210	四万十市															
39	211	香南市															
39	212	香美市															
39	301	東洋町															
39	302	奈半利町															
39	303	田野町															
39	304	安田町															
39	305	北川村															
39	306	馬路村															
39	307	芸西村															
39	341	本山町															
39	344	大豊町															
39	363	土佐町															
39	364	大川村															
39	386	いの町															
39	387	仁淀川町															
39	401	中土佐町															
39	402	佐川町															
39	403	越知町															
39	405	檜原町															
39	410	日高村															
39	411	津野町															
39	412	四万十町															
39	424	大月町															
39	427	三原村															
39	428	黒潮町															

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

高知県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			0			11	0	0.0	12	0	0.0	23	1	4.3	24	0	0.0	4,406	656	14.9
39	201	高知市				1	0	0.0	2	0	0.0						1134	170	15.0	
39	202	室戸市				1	0	0.0	1	0	0.0						151	39	25.8	
39	203	安芸市				1	0	0.0	1	0	0.0						147	25	17.0	
39	204	南国市				1	0	0.0	2	0	0.0						41	0	0.0	
39	205	土佐市				1	0	0.0	1	0	0.0						162	15	9.3	
39	206	須崎市				1	0	0.0	1	0	0.0						124	6	4.8	
39	208	宿毛市				1	0	0.0	1	0	0.0						140	21	15.0	
39	209	土佐清水市				1	0	0.0	1	0	0.0						68	5	7.4	
39	210	四万十市				1	0	0.0	2	0	0.0						165	5	3.0	
39	211	香南市				1	0	0.0	0	0							639	158	24.7	
39	212	香美市				1	0	0.0	0	0							187	19	10.2	
39	301	東洋町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	11	22.9
39	302	奈半利町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
39	303	田野町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
39	304	安田町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	8	23.5
39	305	北川村										1	0	0.0	2	0	0.0			
39	306	馬路村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	2	28.6
39	307	芸西村										1	0	0.0	1	0	0.0	37	7	18.9
39	341	本山町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
39	344	大豊町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	14	16.5
39	363	土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	2	4.3
39	364	大川村										1	0	0.0	1	0	0.0	18	2	11.1
39	386	いの町										1	1	100.0	1	0	0.0	188	27	14.4
39	387	仁淀川町										1	0	0.0	1	0	0.0	151	18	11.9
39	401	中土佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	134	38	28.4
39	402	佐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	105	4	3.8
39	403	越知町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	8	12.7
39	405	橋原町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
39	410	日高村										1	0	0.0	1	0	0.0	82	15	18.3
39	411	津野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	9	10.8
39	412	四万十町										1	0	0.0	1	0	0.0	223	22	9.9
39	424	大月町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
39	427	三原村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1
39	428	黒潮町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	3	4.9

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード								
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他	調査時点コード			
	小計			465	411	6,076	1,862	30.6					569	495	7,455	2,207	29.6	161	111	909	191	21.0	529	56	10.6	757	80	10.6										
39	201	高知市	目標達成期限はないが、高知市男女共同参画条例第13条で40%と定めている。		120	107	1,431	439	30.7	法令・条例・要綱等に基づく審議会等						94	84	1,137	362	31.8	6	5	48	11	22.9				60	2	3.3	2	2022年5月1日	2	2022年5月1日	2	2022年5月1日	
39	202	室戸市		31.0	2023年3月	29	24	369	114	30.9	法律及び条例により設置されている審議会等						28	24	369	114	30.9	5	4	36	5	13.9	25	4	16.0	26	4	15.4	1		1			
39	203	安芸市		36.0	2025年3月	50	43	616	198	32.1	地方自治法第180条の5、第202条の3、規則要綱等						21	18	228	58	25.4	5	3	29	8	27.6	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1			
39	204	南国市		35.0	2031年4月	18	17	586	164	28.0	条例、規則等により設置されている懇談会、議会等						17	16	556	159	28.6	5	3	34	5	14.7	30	5	16.7	31	5	16.1	1		1			
39	205	土佐市		30.0	2023年3月	27	25	305	86	28.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会						24	22	305	86	28.2	5	4	30	6	20.0	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1			
39	206	須崎市														15	15	209	53	25.4	5	2	22	3	13.6	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1				
39	208	宿毛市		30.0	2023年3月	21	16	258	53	20.5	地方自治法(第202条の3)に基づく						20	15	238	43	18.1	5	3	30	5	16.7				26	4	15.4	1		1			
39	209	土佐清水市														23	20	243	67	27.6	5	3	19	3	15.8	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1				
39	210	四万十市		35.0	2023年3月	16	15	173	60	34.7	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等						18	16	211	63	29.9	5	4	37	8	21.6							1		1			
39	211	香南市		30.0	2023年3月	35	35	436	127	29.1	地方自治法(第180条の5及び第202条の3)に基づく委員会・審議会						10	10	172	45	26.2	5	5	35	8	22.9	39	4	10.3	40	4	10.0	1		1			
39	212	香美市		40.0	2026年3月	79	66	1,131	394	34.8	市の審議会や協議の場						36	32	584	178	30.5	5	4	33	5	15.2	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1			
39	301	東洋町														8	7	90	37	41.1	4	3	24	6	25.0	0	0		13	0	0.0	1		1				
39	302	奈半利町														7	6	64	7	10.9	5	4	24	8	33.3	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1				
39	303	田野町														5	5	57	16	28.1	4	3	24	5	20.8				19	2	10.5	1		1				
39	304	安田町														9	5	101	14	13.9	5	3	27	3	11.1	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1				
39	305	北川村														6	6	59	18	30.5	5	3	25	6	24.0	13	1	7.7	15	1	6.7	1		1				
39	306	馬路村														6	5	70	11	15.7	5	5	20	8	40.0	10	0	0.0	11	0	0.0	1		1				
39	307	芸西村														11	10	103	32	31.1	5	4	31	7	22.6	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1				
39	341	本山村														8	7	132	24	18.2	5	3	27	4	14.8				25	1	4.0	1		1				
39	344	大豊町														0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							1		1				
39	363	土佐町														16	9	92	20	21.7	5	4	27	6	22.2	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1				
39	364	大川村														6	6	67	23	34.3	2	1	7	2	28.6	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1				
39	386	いの町		40.0	2024年3月	35	31	410	118	28.8	法定審議会、任意審議会(規則、要領等に基づき設置する協議会、委員会等)						22	22	281	90	32.0	5	3	35	7	20.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1			
39	387	仁淀川町														9	2	104	3	2.9	5	3	27	4	14.8	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1				
39	401	中土佐町														6	5	76	18	23.7	5	3	20	5	25.0	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1				
39	402	佐川町		40.0	2024年3月	21	20	204	66	32.4	法律、政令又は条例により設置されている審議会等						16	16	170	58	34.1	5	4	35	8	22.9	20	4	20.0	21	4	19.0	1		1			
39	403	越知町														8	8	98	27	27.6	5	4	23	9	39.1	16	1	6.3	17	1	5.9	1		1				
39	405	檮原町														13	10	168	31	18.5	5	3	23	5	21.7	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1				
39	410	日高村														14	12	196	62	31.6	5	3	27	3	11.1	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1				
39	411	津野町														8	7	90	25	27.8	5	2	27	3	11.1	13	2	15.4	14	2	14.3	1		1				
39	412	四万十町		30.0	2023年3月	14	12	157	43	27.4	法律、政令又は条例により設置されている審議会等						14	12	157	43	27.4	5	2	32	7	21.9	29	5	17.2	30	5	16.7	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1	
39	424	大月町														20	17	205	95	46.3	5	3	20	3	15.0				29	7	24.1	1		1				
39	427	三原村														7	6	57	22	38.6	5	5	24	7	29.2	10	0	0.0	11	0	0.0	2	2021年7月1日	1		1		
39	428	黒潮町														34	30	625	230	36.8	5	3	27	8	29.6	0	0		30	8	26.7	1		1				

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調査時点コード	その他	本庁の防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他							
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					その他	防災・危機管理	うち		うち管理職																
			管理職総数	うち管理職	女性比率	管理職総数	うち管理職	女性比率	管理職総数	うち管理職	女性比率	管理職総数	うち管理職	女性比率	管理職総数	うち管理職	女性比率	管理職総数	うち管理職	女性比率	管理職総数	うち管理職	女性比率	管理職総数	うち管理職	女性比率	係長相当			うち	女性比率	係長相当			うち	女性比率	係長相当	うち	女性比率			女性数	女性比率	女性数	女性比率			
			女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数			女性比率	女性数	女性比率			女性数	女性比率	女性数	女性比率	女性数			女性比率	女性数	女性比率				
			696	135	19.4	593	119	20.1	18	0	0.0	15	0	0.0	38	5	13.2	31	5	16.1	640	130	20.3	547	114	20.8	972	416	42.8	696	267	38.4	1,679	741	44.1	1,119	475	42.4			271	40	14.8	38	3	7.9		
39	201	高知市	179	26	14.5	139	25	18.0	18	0	0.0	15	0	0.0	34	4	11.8	27	4	14.8	127	22	17.3	97	21	21.6	241	88	36.5	165	74	44.8	492	151	30.7	330	139	42.1	1		30	8	26.7	5	1	20.0	1	
39	202	室戸市	23	6	26.1	19	6	31.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	6	26.1	19	6	31.6	39	15	38.5	29	11	37.9	53	13	24.5	25	8	32.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
39	203	安芸市	24	5	20.8	20	4	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	5	20.8	20	4	20.0	34	17	50.0	21	8	38.1	40	12	30.0	21	2	9.5	1		42	0	0.0	3	0	0.0	1	
39	204	南国市	30	4	13.3	25	4	16.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	4	13.3	25	4	16.0	36	16	44.4	24	9	37.5	47	18	38.3	37	18	48.6	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1	
39	205	土佐市	26	5	19.2	20	4	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	5	19.2	20	4	20.0	58	20	34.5	30	8	26.7	59	24	40.7	24	11	45.8	1		7	1	14.3	0	0	0.0	1	
39	206	須崎市	26	5	19.2	24	5	20.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	5	19.2	24	5	20.8	31	7	22.6	28	6	21.4	40	14	35.0	36	11	30.6	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1	
39	208	宿毛市	20	3	15.0	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	18	3	16.7	36	15	41.7	28	8	28.6	101	57	56.4	62	28	45.2	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
39	209	土佐清水市	21	5	23.8	19	5	26.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	5	23.8	19	5	26.3	30	7	23.3	28	7	25.0	54	19	35.2	49	19	38.8	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
39	210	四万十市	28	3	10.7	26	1	3.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	3	10.7	26	1	3.8	58	25	43.1	38	5	13.2	92	47	51.1	62	23	37.1	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
39	211	香南市	30	7	23.3	24	6	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	7	23.3	24	6	25.0	39	18	46.2	25	10	40.0	51	29	56.9	39	18	46.2	1		59	3	5.1	6	0	0.0	1	
39	212	香美市	28	8	28.6	20	7	35.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	8	28.6	20	7	35.0	52	24	46.2	35	13	37.1	82	36	43.9	45	16	35.6	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1	
39	301	東洋町	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5	6	3	50.0	6	3	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
39	302	奈半利町	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	9	3	33.3	9	3	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1		12	5	41.7	2	1	50.0	1	
39	303	田野町	10	4	40.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	4	40.0	8	2	25.0	5	1	20.0	5	1	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
39	304	安田町	9	3	33.3	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	3	33.3	8	2	25.0	7	3	42.9	6	2	33.3	4	2	50.0	3	1	33.3	1		7	2	28.6	2	0	0.0	1	
39	305	北川村	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	4	2	50.0	4	2	50.0	5	4	80.0	4	3	75.0	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
39	306	馬路村	6	2	33.3	6	2	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	2	33.3	6	2	33.3	2	2	100.0	2	2	100.0	6	3	50.0	3	2	66.7	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
39	307	芸西村	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5	9	3	33.3	7	1	14.3	9	6	66.7	7	4	57.1	1		5	2	40.0	2	0	0.0	1	
39	341	本山市	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5	14	8	57.1	14	8	57.1	9	3	33.3	9	3	33.3	1		9	2	22.2	1	0	0.0	1	
39	344	大豊町	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0	9	6	66.7	9	6	66.7	16	8	50.0	16	8	50.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
39	363	土佐町	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	10	7	70.0	8	5	62.5	25	17	68.0	22	14	63.6	1		7	4	57.1	1	0	0.0	1	
39	364	大川村	4	2	50.0	4	2	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	2	50.0	4	2	50.0	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		4	2	50.0	1	0	0.0	1	
39	386	いの町	30	6	20.0	23	4	17.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	6	20.0	23	4	17.4	44	25	56.8	29	11	37.9	112	61	54.5	68	31	45.6	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1	
39	387	仁淀川町	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	12	1	8.3	15	3	20.0	13	2	15.4	41	16	39.0	35	10	28.6	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
39	401	中土佐町	11	3	27.3	11	3	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	10	3	30.0	10	3	30.0	24	12	50.0	19	7	36.8	20	12	60.0	19	11	57.9	1		4	0	0.0	0	0	0.0	1	
39	402	佐川町	11	3	27.3	11	3	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	3	27.3	11	3	27.3	16	10	62.5	16	10	62.5	25	12	48.0	25	12	48.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
39	403	越知町	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	12	3	25.0	0	0	0.0	32	20	62.5	25	13	52.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
39	405	橋原町	12	4	33.3	10	3	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0																												

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区 府 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
		議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
		13	1の合計	30	0	29		2				26	26	25	26	26	20	
		6	2の合計	1	22	1		28				1	1	1	1	4	4	
		1	3の合計	0	7			0				1	1	1	1	1	1	
		14	4の合計	3	1							6	6	7	6	3	8	
39	201	高知市	1	高知市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この職員は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「一般職」という。))及び同条第3項に規定する特別職に属する職員(以下「特別職」という。)をいう。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏が改まった後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書時に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	高知市議会	1	2	1	高知市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
39	202	室戸市	2		室戸市議会	1	2	1	室戸市議会会議規則 第2条第2項(議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。)	2			1	1	1	1	1	
39	203	安芸市	3		安芸市議会	1	2	1	安芸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
39	204	南国市	1	南国市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等)第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	南国市議会	1	2	1	南国市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
39	205	土佐市	1	土佐市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	土佐市議会	1	2	1	土佐市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
39	206	須崎市	須崎市議員旧姓使用取扱要領 ○須崎市議員旧姓使用取扱要領 平成27年12月1日 須崎市訓令第73号 (趣旨) この要領は、一般職の職員(臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(別記様式第1号)により、所屬長を経由し、市長に届けなければならない。 (旧姓使用の通知) 第4条 市長は、職員から前条の届け出があったときは、旧姓を使用することについて審査し、これを承認するときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所屬長を経由して当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記様式第3号)により、所屬長を経由して市長に届けなければならない。 (旧姓使用者台帳への記録) 第6条 市長は、第4条の規定による承認をし、又は前条の規定による使用中止の届出を受理したときは、旧姓使用者台帳(別記様式第4号)にその旨を記録しなければならない。 (責務) 第7条 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (補則) 第8条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成27年12月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から平成28年3月31日まで、市長に第3条の旧姓使用届出書を提出することにより、旧姓を使用することができる。	須崎市議会	1	2	1	須崎市議会会議規則 ○須崎市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 2 議員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	1
39	208	宿毛市		宿毛市議会	1	2	1	宿毛市議会会議規則 (欠席の届出)第2条(1項省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章委員会 第1節総則 (欠席の届出)第91条 第2項 委員は出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
39	209	土佐清水市		土佐清水市議会	1	2	1	土佐清水市議会会議規則 第1章 会議 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届(様式第1号)を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
39	210	四万十市		四万十市議会	1	3	1	四万十市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	2	4	
39	211	香南市	香南市職員旧姓取扱要綱 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	香南市議会	1	3	1	香南市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1 を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他												
39	212	香美市	1	香美市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	香美市議会	1	2	1	香美市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	4	1	1	1	
39	301	東洋町	4		東洋町議会	2											3	3	3	3	3	3	
39	302	奈半利町	4		奈半利町議会	4											4	4	4	4	4	4	
39	303	田野町	1	田野町職員旧姓使用取扱規程 (旧姓使用の届出)第4条 旧姓を使用とする職員は、旧姓使用申出書(様式第1号)により町長に届け出なければならない。2 町長は、前項の届出があった場合は、その内容を確認し、旧姓の使用を認めるときは、旧姓使用通知書(様式第2号)により所属長を経由の上、当該届出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。3 所属長は、前項の旧姓使用通知書を複写し、その写しを保管した上で旧姓使用職員に対し、その旨を通知するものとする。	田野町議会	1	3	1	田野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が当該出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
39	304	安田町	1	安田町職員旧制使用取扱要綱 第3条(旧制使用の範囲) 旧制を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	安田町議会	1	3	1	安田町議会会議規則 第2条(欠席の届出) 2 前項の規定にかかわらず、議員が当該出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
39	305	北川村	4		北川村議会	4											4	4	4	4	4	4	
39	306	馬路村	4		馬路村議会	4											4	4	4	4	2	2	
39	307	芸西村	4		芸西村議会	1	2	2									1	1	1	1	1	1	
39	341	本山町	4		本山町議会	1	3	1	本山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が当該出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
39	344	大豊町	2		大豊町議会	1	2	1	大豊町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の議会時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が当該出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
39	363	土佐町	1	土佐町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、土佐町職員(臨時任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境の整備を図り、もって行政サービスの向上に資するため、当該職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏が改まった後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	土佐町議会	1	2	1	土佐町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が当該出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
39	364	大川村	4		大川村議会	1	2	1	大川村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が当該出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	

都	市	区	府	町	村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																							
							問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他											
							職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																							
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例															
39	386	い					2		いの町議会	1	2	1	いの町議会会議規則 第2条第2号 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		いの町議会議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を欠席した日を議会活動ができない期間の初日とし、引き続き長期議会活動ができない場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例に規定する議員報酬の月額に次表左欄に掲げる議会活動ができない期間の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"> <tr> <td>議会活動ができない期間</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>90日を超え180日以下であるとき</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>180日を超え365日以下であるとき</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>365日を超えるとき</td> <td>100分の10</td> </tr> </table>	議会活動ができない期間	割合	90日を超え180日以下であるとき	100分の70	180日を超え365日以下であるとき	100分の50	365日を超えるとき	100分の10	1	1	1	1	1	1
議会活動ができない期間	割合																													
90日を超え180日以下であるとき	100分の70																													
180日を超え365日以下であるとき	100分の50																													
365日を超えるとき	100分の10																													
39	387	仁					仁淀川町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、町長部局、教育委員会事務局及び議会事務局に勤務する職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 3 旧姓を併記するものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもので、おおむね別表第3に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経由して町長に申請しなければならない。 2 町長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に届けなければならない。 (職員及び所属長の責務) 第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たり、常に町民又は職員に誤解や混乱等が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。 附 則(令和4年3月17日告示第40号) この告示は、公布の日から施行する。 別表第1 (旧姓を使用することができるもの) 1 職場での呼称 2 ネームプレート及び名刺 3 職員名簿及び配置図 4 庁内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアカウント 5 起家文書、決裁文書等に係る押印又はサイン 6 復命書 7 事務分担表 8 出張命令書(出張伺書)及び私有車の公務使用届出簿 9 出勤簿及び各種休暇届・休暇承認届 10 時間外勤務等命令簿、週休日の振替等命令簿及び代休日指定簿 11 営利企業従事許可申請書及び職務専念義務免除承認届 12 扶養親族届、住居届、通勤届 13 会計伝票 14 その他町長が認めるもの 別表第2 (旧姓を使用することができないもの) 1 発令書、分限・懲戒処分関係書類 2 宣誓書、退職届 3 在職証明書及び在職証明書交付届 4 臨時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類	仁淀川町議会	1	2	1	仁淀川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																	
39	401	中					1	中土佐町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲)口 第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触する恐れがなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 3 旧姓を併記するものは、提示した証票等と使用している氏名が相違することにより混乱が生じるおそれがあるもので、おおむね別表第3に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始)口 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経由して町長に申請しなければならない。 2 町長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用届受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請職員に通知するものとする。	中土佐町議会	1	2	1	中土佐町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		間1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	間4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
コ ー ド	コ ー ド	コ ー ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
39	424	大月町	4		大月町議会	1	4	1	2									4	4	4	4	4	4
39	427	三原村	4		三原村議会	1	2	1	2									1	1	1	1	1	4

都	道	府	市	区	町	村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
								問1		問2		問3		問4		問5		問6		問7							
								議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。		問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。		問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。		問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議 会 名		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他		その他具体例		配偶者の出産		育児		家族の看護		家族の介護		疾病		その他	
39	428	黒潮町	1	黒潮町職員旧姓使用取扱規定 令和2年8月1日 訓令第29号 (目的) 第1条 この訓令は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を専ら職場において使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれなく、かつ職務執行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に旧姓の表示がある戸籍の謄本又は抄本を添付(人事給与システムにより旧姓を確認できる場合を除く。.)として、所属長を経由して町長に申請し、承認を受けなければならない。 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、旧姓の使用を承認するときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経由して当該申請をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対し通知するものとする。 3 町長は、前項の承認をしたときは、人事給与システムに旧姓使用職員に係る旧姓、戸籍名、承認年月日等必要な事項を登録するものとする。 4 旧姓使用職員が、引き続き任用される場合は、第1項の規定にかかわらず、同項の手続きを省略することができる。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓使用職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経由して町長に届けなければならない。 (職員及び所属長の責務) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たっては、第2条第1項に規定するものにおいて統一して使用すると共に、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 (報告及び指導) 第6条 総務課長は、旧姓使用の使用状況について必要と認めるときは、所属長に報告を求め、又は所属長を通じて旧姓使用職員に対して旧姓の使用について指導することができる。 (旧姓使用の承認の取消) 第7条 町長は、旧姓使用職員が旧姓の適正な使用の指導に従わない場合等、旧姓使用を続けることが公務の遂行上適切でないとき、当該職員に係る第3条第2項の規定による承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を当該職員に通知するものとする。 (併任職員の取扱い) 第8条 町長は、町長部局以外の機関の職員に併任されている職員(以下「併任職員」という。.)について、第3条第2項の規定による承認又は第7条第1項の規定による取消しをしようとするときは、併任職員の任命権者と協議するものとする。 2 町長は、併任職員について、第3条第2項の規定による承認をしたとき、第4条の規定による届出を受けるとき、又は第7条第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を併任職員の任命権者に通知するものとする。 (その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この訓令は、公表の日から施行する。 別表第1(第2条関係) 基準田な文書等の例示 1 単に氏名が記載されたもの及び対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じないもの(職場での呼称) ・名札 職員証 名刺 ・職員名簿 ・座席表 ・庁内LAN上の氏名表記及びメールアドレス 2 専ら組織内部で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの(起案文書及び決裁文書に係る押印及びサイン) ・検査調書及び会計伝票の係印及び決裁者印 ・事務分掌表 ・人事異動の公表 3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれのないもの(出勤簿 各種休暇届 各種休暇承認届) ・週休日の振替簿(兼休日代休日指定簿) ・時間外勤務命令簿 ・扶養親族届 住居届 通勤届 別表第2(第2条関係) 基準田な文書等の例示 1 職員の身分等に関する文書等で特別な法律関係が生じるおそれのあるもの(辞令書) ・宣誓書 退職届 ・在職証明書 在職証明書交付願 ・再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用関係書類 2 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認ができなくなったり、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれのあるもの(別表第1の3)に定める以外の給与及び報酬関係書類 ・共済組合関係書類 ・職員互助会関係書類 3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの(身分証明書) ・徴税吏員証 備考 身分証明書等には、使用している旧姓を併記すること。	黒潮町議会	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1												

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント規定がある(ハラスメント防止規定)	2. 議員向け研修を実施している	3. ハラスメント防止研修を実施している	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。
		0	1	1	0	0	0	0		1	0	1		1	
		0	4	13	0	0	0	0		0	10	4		28	
		0	0	20	0	0	1	0		0	24	1		5	
		34	29		0	0	0	0				28			
39	201	高知市	4	4	3						3	2		2	
39	202	室戸市	4	4	2						2	2		3	
39	203	安芸市	4	4	3						3	4		2	
39	204	南国市	4	4	3						3	2		2	
39	205	土佐市	4	4	3						3	4		2	
39	206	須崎市	4	4	3						3	4		3	
39	208	宿毛市	4	4	3						3	4		2	
39	209	土佐清水市	4	4	3						3	4		2	
39	210	四万十市	4	4	3						3	4		2	
39	211	香南市	4	4	2						2	4		2	
39	212	香美市	4	2	2						2	4		1	香美市地域防災計画 第3章 第1節 応急活動体制 特命班【監査委員事務局 ふれあい交流センター 監査委員事務局 繁藤出張所 1 本部長の指示による特命に関する事 2 他班の応援協力に関する事
39	301	東洋町	4	4	2						2	3		2	
39	302	奈半利町	4	4	3						3	4		3	
39	303	田野町	4	4	3						3	4		2	
39	304	安田町	4	2	3						3	4		2	
39	305	北川村	4	4	3						3	4		2	
39	306	馬路村	4	4	2						2	4		2	
39	307	基西村	4	4	3						3	4		2	
39	341	本山村	4	4	2						2	4		2	
39	344	大豊町	4	2	1			3		1	3	4		2	
39	363	土佐町	4	4	3						3	4		3	
39	364	大川村	4	1	3						3	4		2	
39	386	いの町	4	4	3						3	2		2	
39	387	仁淀川町	4	4	2						2	4		2	
39	401	中土佐町	4	4	2						2	4		2	
39	402	佐川町	4	4	3						3	4		2	
39	403	越知町	4	4	2						3	4		3	
39	405	幡原町	4	4	3						3	4		2	
39	410	白高村	4	2	2						3	4		2	
39	411	津野町	4	4	3						3	4		2	
39	412	四万十町	4	4	2						2	4		2	
39	424	大月町	4	4	3						3	4		2	
39	427	三原村	4	4	2						2	4		2	
39	428	黒潮町	4	4	2						3	1		2	